

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第2区分
 【発行日】平成29年7月20日(2017.7.20)

【公表番号】特表2016-534882(P2016-534882A)
 【公表日】平成28年11月10日(2016.11.10)
 【年通号数】公開・登録公報2016-063
 【出願番号】特願2016-537148(P2016-537148)
 【国際特許分類】

B 2 3 K 37/04 (2006.01)

E 0 1 B 26/00 (2006.01)

B 2 5 H 1/04 (2006.01)

【FI】

B 2 3 K 37/04 A

E 0 1 B 26/00

B 2 5 H 1/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月2日(2017.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

溶接テーブル用の軌道システムのための軌道(300)であって、床(600)の上または中に固定するように構成され、溶接テーブルに対応した複数の開口穴(304)を有する基盤軌道(301)を含み、基盤軌道(301)の陥凹部(305)内に、丸レール(306)が固定されており、

軌道(300)が、傾斜防止エッジ(313)を含み、ローラー脚(500)の傾斜防止装置(503)と協働するように構成された傾斜防止陥凹部(309)を有し、

傾斜防止陥凹部(309)が、軌道(300)の上面(308)に設けられており、傾斜防止エッジ(313)が、軌道(300)に取り外し可能に固定されており、傾斜防止陥凹部(309)に部分的に張りだした傾斜防止傾斜防止棧(311)で形成されていることを特徴とする、前記軌道(300)。

【請求項2】

溶接テーブル用の軌道システムのためのローラー脚(500)であって、本体部(501)、ローラー(502)および傾斜防止装置(503)を含み、ローラー(502)が丸レール(206、306)と協働するように構成され、傾斜防止装置(503)が軌道(200、300)の傾斜防止陥凹部(209、309)および傾斜防止エッジ(210、313)と協働するように構成され、

傾斜防止装置(503)が、傾斜防止鉤(517)または傾斜防止ロール(520)を備えた、本体部(501)に取り外し可能に固定された傾斜防止耳(510、516、517)を含む、前記ローラー脚(500)。

【請求項3】

傾斜防止耳(510、516、517)が、本体部(501)に対して2つの異なる姿勢で固定可能であることを特徴とする、請求項2に記載のローラー脚(500)。

【請求項4】

本体部(501)の脚板(506)に、軌道(200、300)の開口穴(204、3

04) または溶接テーブルに対応した開口穴(514)を有しており、それによって締め付けボルト(522)を用いてローラー脚(500)が軌道(200、300)上に格子位置に固定可能であることを特徴とする、請求項2または3に記載のローラー脚(500)。

【請求項5】

脚板(506)の2つの対向する側面に、拭いブラシ(512)を有することを特徴とする、請求項2または3に記載のローラー脚(500)。

【請求項6】

すくなくとも一つの、請求項1に記載の軌道(300)、および、すくなくとも一つの、請求項2～5のいずれか一項に記載のローラー脚(500)を含む、溶接テーブル用の軌道システム。

【請求項7】

すくなくとも一つの連結棒(418)を含む、請求項6に記載の軌道システム。